

障がい者差別の事例の受付窓口（障がいを理由とした差別と思われる事例、配慮へ向けた取り組み事例を募集します。）

平成28年4月より障害者差別解消法が施行されました。この法律では『不当な差別的取扱い』と『合理的配慮をしないこと』が差別になります。

どのようなことが差別にあたるのか、今後どのような配慮が必要なのかを把握するため、障害を理由とする差別事例や障がいのある方への配慮に取り組んでいる好事例を募集しています。障害者手帳の有無を問いません。

差別事例とは・・・障害を理由に「不当に差別された」「嫌な思いをした」「困った」と感じたこと、支援をお願いしたが断られたことなど
合理的配慮の好事例とは・・・障がいのある方が「こんな配慮があって助かった」と感じたこと

寄せられた事例を参考に、差別の解消につながるよう課題を整理していきま
す
応募方法は下記フォームに入力後FAX（254-6880）で送るか、項目を電話（254-6880）または電子メール(shizu-shokyo@cy.tnc.ne.jp)でお伝えください

事例記入フォーム（受付票）

6と7は必ず、1～5は差し支えなければ、ご記入をお願いします

	項目	選択肢・記入欄
1	記入者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 福祉関係者 その他
2	障害種別	<input type="checkbox"/> 身体障がい <input type="checkbox"/> 知的障がい <input type="checkbox"/> 精神障がい <input type="checkbox"/> 発達障がい <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3	差別を受けた年齢	___歳
4	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他
5	居住区	<input type="checkbox"/> 葵区 <input type="checkbox"/> 駿河区 <input type="checkbox"/> 清水区 <input type="checkbox"/> 静岡市外
6	メールアドレス★	
7	事例の内容★ <input type="checkbox"/> 差別事例 <input type="checkbox"/> 合理的配慮の 好事例	できるだけ、5W1H（いつ、どこで、だれが、だれから、なにをどうされた、その理由があれば）をご説明ください
8	差別事例の場合 改善方法があれば ご記入ください	
9	事務局使用欄	区分 <input type="checkbox"/> 差別的取扱い <input type="checkbox"/> 合理的配慮の不提供 <input type="checkbox"/> 好事例 対応 <input type="checkbox"/> 傾聴・意見聴取 <input type="checkbox"/> 相手方への申入れ <input type="checkbox"/> 行政への報告 <input type="checkbox"/> 調停・あっせん希望⇒県の窓口への引継ぎ 返信希望 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

静岡市障害者協会（静岡市障害者相談支援推進センター） TEL/FAX:254-6880

静岡市障害者差別解消相談窓口（2022年4月～） 担当：牧野・堀越